

# スペインにおける言語権概念の広がり

— 自治憲章における言語に関する言及から —

塚原 信行<sup>†</sup>

## 1. はじめに

法によって社会のあり方が一定に制御されると同時に、社会の変化に対応して法が改正され、あるいはあらたな法が制定される。社会と法との相互作用は、絶え間なく生じている。例えば、本誌掲載の杉本論文で扱われている「日本語教育の推進に関する法律」（日本語教育推進法）などは、1990年の出入国管理および難民認定法（いわゆる入管法）改正以降の移民の増加という社会変化がなければ制定されえなかったものであろう<sup>1</sup>。社会の変化と法との関係を明らかにするためには、「完成したもの」としての法を見るだけでは不十分であり、先述の杉本論文が行っているように、立法過程においてなにが立法事実とみなされたのか、といった点をはじめとして、社会的諸要因と法との関わりを精緻に探究することが不可欠である。

他方、法そのものを社会的事象と捉えることもできる。「社会と法の相互作用」と言うとき、その背景には、「社会」と「法」が「主体／客体」関係（たとえ双方向であったとしても）だという認識が少なからずあるのではないか。しかし、法自体、社会に埋め込まれた、社会の一構成要素であることは免れ得ない。したがって、法の展開自体を一つの社会的事象として、それ自体を単独で扱うことにも意味はあると考えられる。

本稿は、以上の立場に基づき、スペイン国家における言語権概念の展開を、各自治州の自治憲章の変遷の中に見出そうとするものである。なお、先取りして言えば、自治憲章において言語権（Derecho lingüístico）という用語の使用自体は極めて限られており（2006年改正カタルーニャ自治憲章第33条・第34条・第35条・第36条）、本稿で展開を見出そうとするものは、言語権概念を構成する一部である、言語による差別の否定（言語に言及する非差別条項）と言語的多様性の認知（具体的には手話の認知）である。

## 2. なぜ自治憲章なのか？

現在の1978年憲法のもとで、スペインは「自治州国家（Estado autonómico、あるいは Estado de las Autonomías）」と呼ばれる国家体制を構築してきた。これは以下のように素描されるものである。

自治の程度は最高レベルにある。17の自治州には、アフリカ大陸における自治都市セウタおよびメリージャと合わせて、国家類似の自治制度が与えられている。自治州議会が設置され、それが自治州の法律を制定し、自治州政府に対するコントロール機能を行使しているのである。中央の政府お

<sup>†</sup> 京都大学 / 社会言語学・言語政策・多言語社会における言語教育 / tukahara.nobuyuki@gmail.com

<sup>1</sup> ただし、日本語教育推進法のうち、海外での日本語教育に関する部分についてはあてはまらない。1934年に設立された国際文化振興会を母体として、海外での日本語教育を中心的な活動の一つとする国際交流基金が設立されたのは1972年である。

よび諸省のように、自治州行政府が創設され、自治州首相府および諸省が置かれた。また、国の司法権と矛盾しない範囲で、司法の一体性を尊重しつつ、自治州の上級司法裁判所が存在する。(Rodríguez Artacho, Salvador, 池田実 [脚注および翻訳] (2010) pp.63-64)

自治憲章は、自治州を構成するために必要な「組織法 (Ley Orgánica)」であり、「法律の最高ランクに位置する“憲法附属法”とでもいうべき規範であり、その承認および改廃には下院の絶対多数の賛成を必要とする」(Rodríguez Artacho, Salvador, 池田実 [脚注および翻訳] (2010) p.50 注 36) ものである。

また、1978 年憲法がこれまでに 2 度 (1992 年および 2011 年) 条文レベルでの修正を施されている一方、すべての自治憲章がなんらかの修正を施され、全体の 3 分の 2 ほどの自治憲章が改正されている。つまり、自治憲章は「法律の最高ランク」であると同時に、自治州毎の状況が強く表出し、かつ変遷をたどることが可能な法であると言える。

1978 年憲法には言語権に関する規定はないが、言語に関する規定はあり、権利一般に関する規定もある。憲法における言語に関する規定と権利一般に関する規定に基づき、言語権概念がより具体的な形で下位法において展開されてきたとすれば、自治憲章は、それを確認する対象として一義的と考えられる。

### 3. 分析

#### 3.1 分析の方法

制定時の自治憲章テキストと、現在 (2020 年 3 月 1 日) の最新版テキストを対象に、言語への言及箇所を抽出し、資料体を作成した (日本語訳を末尾に付した)。この資料体を対象に、言語権概念を構成する、言語に言及する非差別条項の有無および手話への言及の有無を確認した。

#### 3.2 言語への言及の有無

まず、各自治憲章における言語への言及の有無について確認する (次ページ参照)。

制定時に言語への言及箇所があった自治憲章は 10 であり、その内容は自治州内のマイノリティ言語あるいは固有の言語的様態の保護および振興に関するもの (アストゥリアス・アラゴン)、公用語規定 (ガリシア・カタルーニャ・ナバラ・バスク・バレアレス諸島・バレンシア)、言語とアイデンティティーの関係 (アンダルシア)、言語的多様性に関するもの (メリージャ) であった。現在では、これらに加え、エストレマドゥーラ・カスティーリャ=イ=レオン・カナリアス・ラ=リオハの 4 つの自治憲章において、あらたに言語への言及がなされている。具体的な言及内容を見ると、エストレマドゥーラについては言語とアイデンティティーの関連 (第 7 条 2 項)、手話 (第 7 条 15 項)、文化財としての言語 (第 9 条 47 項) である。カスティーリャ=イ=レオンについては、言語とアイデンティティーの関連 (第 4 条)、文化財としてのカスティーリャ語 (第 5 条 1 項)、レオン語とガリシア語の保護 (第 5 条 2 項および 3 項) である。カナリアスについては、

非差別条項での言及（第11条2項）、手話（第16条4項）である。ラ＝リオハについては、文化財としてのカスティーリャ語（第8条1項24）である。

自治州（五十音順）	制定時	現在
アストゥリアス	○（1982）	○（1999）
アラゴン	○（1982）	○（2007）
アンダルシア	○（1981）	○（2007）
エストレマドゥーラ	×（1983）	○（2011）
カスティーリャ＝イ＝レオン	×（1983）	○（2007）
カスティーリャ＝ラ＝マンチャ	×（1982）	×（1997）
ガリシア	○（1981）	○（—）
カタルーニャ	○（1979）	○（2006）
カナリアス	×（1982）	○（2018）
カンタブリア	×（1981）	×（—）
セウタ	×（1995）	×（—）
ナバラ	○（1982）	○（2010）
バスク	○（1979）	○（—）
バレアレス諸島	○（1983）	○（2007）
バレンシア	○（1982）	○（2006）
マドリード	×（1983）	×（1998）
ムルシア	×（1982）	×（2013）
メリージャ	○（1995）	○（—）
ラ＝リオハ	×（1982）	○（1999）

表1：各自治憲章における言語への言及の有無

（○は「有り」を、×は「無し」を示す。またカッコ内の数字は制定年あるいは改正年。「—」は修正のみで改正が行われていないことを示す）

これら4つの自治州は、公用語をカスティーリャ語1つしか持たないモノリンガル自治州である。しかし、自治州内にごくわずかな話者しかいないレオン語やガリシア語への言及があり、また手話への言及も確認されている。また、アイデンティティーや文化との関連での言語へ言及、および非差別条項における言語への言及は、公用語を複数持つマルチリンガル自治州では従来から観察され、珍しくはなく、モノリンガル自治州についてもアンダルシア自治憲章では言語とアイデンティティーの関係への言及があったが、さらに多くのモノリンガル自治州において同様の言及がなされるようになった点は明らかに変化であるように思われる。

## 3.3 言語に言及する非差別条項の有無

非差別条項における言語への言及を確認した結果が次の表 2 である。

自治州 (五十音順)	制定時	現在
アストゥリアス	× (1982)	× (1999)
アラゴン	× (1982)	○ (2007)
アンダルシア	× (1981)	○ (2007)
エストレマドゥーラ	× (1983)	× (2011)
カステイーリャ=イ=レオン	× (1983)	× (2007)
カステイーリャ=ラ=マンチャ	× (1982)	× (1997)
ガリシア	○ (1981)	○ (—)
カタルーニャ	× (1979)	○ (2006)
カナリアス	× (1982)	○ (2018)
カンタブリア	× (1981)	× (—)
セウタ	× (1995)	× (—)
ナバラ	× (1982)	× (2010)
バスク	○ (1979)	○ (—)
バレアレス諸島	○ (1983)	○ (2007)
バレンシア	○ (1982)	○ (2006)
マドリード	× (1983)	× (1998)
ムルシア	× (1982)	× (2013)
メリージャ	× (1995)	× (—)
ラ=リオハ	× (1982)	× (1999)

表 2：言語に言及する非差別条項の有無

(○は「有り」を、×は「無し」を示す。またカッコ内の数字は制定年あるいは改正年。「—」は修正のみで改正が行われていないことを示す)

制定時に言語に言及する非差別条項を備えていた自治憲章はガリシア (第 5 条 4 項) ・バスク (第 6 条 3 項) ・バレアレス諸島 (第 3 条) ・バレンシア (第 7 条 3 項) の 4 つであり、これらの自治州はすべて公用語を複数持つマルチリンガル自治州である。現在ではさらにアラゴン (第 7 条 3 項) ・アンダルシア (第 14 条) ・カタルーニャ (第 6 条 2 項・第 32 条) ・カナリアス (第 11 条 2 項) が増え、倍の 8 つとなっており、公用語をカステイーリャ語 1 つしか持たないモノリンガル自治州も 3 つ (アラゴン・アンダルシア・カナリアス) 含まれている<sup>2</sup>。

<sup>2</sup>ただし、アラゴン自治州については、公用語ではないものの、北部にアラゴン語地域を、東部にカタルーニャ語地域を抱えている

## 3.4 手話への言及箇所の有無

具体的な言語的多様性の認知<sup>3</sup>を示す、手話の認知についてまとめたのが次の表3である。

自治州（五十音順）	制定時	現在
アストゥリアス	×（1982）	×（1999）
アラゴン	×（1982）	○（2007）
アンダルシア	×（1981）	○（2007）
エストレマドゥーラ	×（1983）	○（2011）
カスティーリャ＝イ＝レオン	×（1983）	×（2007）
カスティーリャ＝ラ＝マンチャ	×（1982）	×（1997）
ガリシア	×（1981）	×（—）
カタルーニャ	×（1979）	○（2006）
カナリアス	×（1982）	○（2018）
カンタブリア	×（1981）	×（—）
セウタ	×（1995）	×（—）
ナバラ	×（1982）	×（2010）
バスク	×（1979）	×（—）
バレアレス諸島	×（1983）	○（2007）
バレンシア	×（1982）	○（2006）
マドリード	×（1983）	×（1998）
ムルシア	×（1982）	×（2013）
メリージャ	×（1995）	×（—）
ラ＝リオハ	×（1982）	×（1999）

表3：手話の認知の有無

（○は「有り」を、×は「無し」を示す。またカッコ内の数字は制定年あるいは改正年。「—」は修正のみで改正が行われていないことを示す）

制定時に手話への認知に言及している自治憲章は皆無であるが、現在では、アラゴン（第25条2項）・アンダルシア（第37条1項6）・エストレマドゥーラ（第7条15項）・カタルーニャ（第50条6項）・カナリアス（第16条4項）・バレアレス（第19条3項）・バレンシア（第13条4項）の7つとなっている。これは現在、言語に言及する非差別条項を持つ自治憲章とほぼ重なっている（アラゴン・アンダルシア・カタルーニャ・カナリアス・バレアレス諸島・バレンシアの自治憲章6つが共通している）。

## 4. 考察

マルチリンガル自治州（ガリシア・カタルーニャ・ナバラ・バスク・バレアレス諸島・バレンシア）および州内にマイノリティ言語を抱える自治州（アストゥリアス・アラゴン）の自治憲章における言語に関する言及の存在は、憲法における言語条項（第3条）の当然

<sup>3</sup>1995年メリージャ自治憲章では、文化的・言語的多様性に言及しているが、手話は認知していない

の帰結であり、自治州における独自の言語権概念の展開という観点からはそれほど注目すべきことではない<sup>4</sup>。

### 第3条

1項 カスティーリャ語は国家の公用スペイン語である。すべてのスペイン人は、これを知る義務を負い、かつこれを使用する権利を持つ。

2項 スペインの他の言語もまた、その自治憲章に従い、各自治州における公用語とすることができる。

3項 スペインの言語様態の豊かさは、特別の尊重と保護の対象となる文化財である。

モノリンガル自治州の自治憲章に言語への言及が存在することが注意を引くが、メリージャについては、アフリカ大陸の複雑な言語状況に囲まれた都市として存在していること、制定時期が1990年代半ばと遅いこと、アンダルシアについては、独自性を持つカスティーリャ語が話されているという意識が広く共有されていること、から一定の説明が可能と思われる。

次に非差別条項についてだが、そもそも1978年憲法には次の非差別条項がある。

第14条 スペイン人は法の前で平等であり、出生・人種・性別・宗教・信条、その他いかなる個人的または社会的境遇によっても差別されない。

この第14条には具体的項目として言語が含まれていない<sup>5</sup>。しかし、「個人的または社会的境遇」には使用言語も含まれると考えられるため、非明示的にはあるが言語による差別を禁止しているという主張もある(Vernet, Jaume (coord.) (2003) pp.88-89.)。言語に言及する非差別条項を持つ自治憲章は、憲法の非差別条項の内容をより具体的・明示的にしていると解釈できる。憲法に潜在する言語権概念を展開させたと言うこともできるのではないか。

制定時に手話を認知する自治憲章が皆無であった状況から、2000年代以降に改正が行われた自治憲章10のうち7つで手話が認知されるに至っている。2007年にはスペイン国会で「スペイン手話の認知と、ろう者および聴覚障害、盲ろう者の口話によるコミュニケーション支援方法の整備のための法律 (Ley 27/2007, de 23 de octubre, por la que se reconocen las lenguas de signos españolas y se regulan los medios de apoyo a la comunicación oral de las personas sordas, con discapacidad auditiva y sordociegas.)」が成立しており、手話が言語であるという認識は広まりつつあると言える。しかし、その進展には地域差が大きい。マルチリンガル自治州だから認知が進んでいるわけではなく、モノリンガル自治州だから認知が遅れているとも言えない。言語的多様性に対す

<sup>4</sup>ただし、具体的内容について言えば、ナバラ自治憲章における公用語条項は、憲法においてスペイン全土における公用語として規定されているカスティーリャ語を、わざわざ自治州の公用語と再規定する点において、異質である。

<sup>5</sup>憲法制定議会では言語を14条に含める提案が複数回行われたが、承認されなかった(Sánchez (1983) p.205)。

る認識と無関係ではないであろう<sup>6</sup>が、その他の多くの要素も影響していると推定される。

## 5. まとめに代えて

言語への言及の有無、言語に言及する非差別条項の有無、手話の認知の有無を、制定時および最新版の自治憲章それぞれで確認した結果、スペインにおいて言語権概念は一定の広がりを見せていると結論できる。ただし、その広がりには極度に偏っており、ムルシア自治憲章（1982年・2013年）のように言語への言及を全く含まないものもあれば、カタルーニャ自治憲章（1979年・2006年）のように膨大な言語関連規定を含むものもある。また、言語に言及する非差別条項を持つ自治憲章や、手話を認知している自治憲章の場合でも、非差別条項や手話の認知が言語権概念の一部を構成するものと認識されているかは定かではない。

さらに、すべての自治憲章に共通する特筆すべき点として、移民により出現する多言語状況という認識の不在を指摘できる。2000年代初頭から始まった移民の大規模流入は、労働・司法・教育・福祉・医療といったさまざまな領域に大きな影響を与え<sup>7</sup>、現在でもスペイン総人口の約10%を占めている。改正自治憲章が制定された年代を考慮するなら、移民により出現する言語的多様性への認知が反映された改正がありえたのではないか。あえて飛躍的思考を巡らせるなら、そうした改正がなかった理由は、スペインにおける言語権概念の展開を牽引してきたマルチリンガル自治州（特にカタルーニャ）における言語的多様性理解が、いわゆる伝統的なマイノリティ化言語（*lengua minorizada*）のみに依拠して構築されてきたからではないだろうか<sup>8</sup>。

スペイン、そしてその自治州における言語権概念の展開もまた、歴史的・社会的条件に規定された独自性を有しているはずであり、その独自性を明らかにすることは、言語権そのものの探究に有益であろう。

## [参考文献]

糸魚川美樹・かどやひでのり（2017）「カタルーニャにおける情報保障 — カタルーニャ手話に関する聞き取り調査 —」『共生の文化』11号、102-108.

塚原信行（2009）「スペイン・カタルーニャ自治州における司法通訳制度に関する研究」『HISPÁNICA』53号、127-148.

Rodríguez Artacho, Salvador, 池田実 [脚注および翻訳]（2010）「第2章 憲法」『現代スペイン法入門』34-69、嵯峨野書院

<sup>6</sup>糸魚川とかどやの調査報告では、モノリンガル自治州では単一言語社会に暮らしている意識の方が高く、スペインが多言語という認識は高くないはずという旨の、ブンペウ・ファブラ大学カタルーニャ手話研究所ケル氏の談話が伝えられている（糸魚川・かどや（2017）、107）。

<sup>7</sup>移民流入の急激さについては、塚原（2009）冒頭を参照。

<sup>8</sup>バンドレス＝イ＝ポンスは、過去40年間のスペインにおける言語法制の展開を概括する報告を行っており、自治憲章における公用語規定等について網羅的に記述しているが、自治憲章における手話の認知についてはまったく言及がない一方、本文で触れた手話法については言及している（Bandrés y Pons 2019）。

**Bandrés i Pons, Núria M.** (2019) Balanç de la legislació lingüística de l'Estat espanyol 1979–2019. *Revista de Llengua i Dret*, 72, 273–282.

<https://doi.org/10.2436/rld.i72.2019.3389>

**Sánchez Agesta, Luis** (1983) “Artículo 3º”, dins *Comentarios a las leyes políticas – Constitución Española 1978 (TOMO I)*–, Alzaga Vilaamil, Oscar (dir.) pp.199–214., Editorial Revista de Derecho Privado / Editoriales de Derecho Reunidas, Madrid.

**Vernet, Jaume** (coord.)(2003) *Dret Lingüístic*, Cossetànic Edicions, Vall (Tarragona).

### 【資料】

以下は、制定時の自治憲章と、現時点（2020年3月1日）で最新版の自治憲章それぞれから、言語に関する言及箇所をまとめ日本語訳したものである。

改正が行われた自治憲章（アンダルシア・アラゴン・アストゥリアス・エストレマドゥーラ・カスティーリャ＝ラ＝マンチャ・カスティーリャ＝イ＝レオン・カタルーニャ・カナリアス・バレアレス諸島・バレンシア・マドリード・ムルシア・ラ＝リオハ）については、その規模にかかわらず、直近の改正（Reforma）を基本に、その後の修正内容も含めて確認した。

改正がなく修正（Modificaciones）のみの場合（ガリシア・カンタブリア・セウタ・ナバラ・バスク・メリージャ）は、制定時の自治憲章およびその後の修正内容を確認した。

#### アストゥリアス自治州

1981年自治憲章（Ley Orgánica 7/1981, de 30 de diciembre, de Estatuto de Autonomía para Asturias）

第4条 バブレ語は保護を享受する。地域の変種と学習の自発性を尊重しつつ、コミュニケーションメディアにおける使用と普及、その教育が推進される。

第10条 アストゥリアス自治州は、以下の事項について排他的権限を持つ。（省略）

n) 言語的様態であり、アストゥリアス自治州内で使われているさまざまな変種のバブレ語の振興と保護

1999年改正自治憲章（Ley Orgánica 1/1999, de 5 de enero, de reforma de la Ley Orgánica 7/1981, de Estatuto de Autonomía del Principado de Asturias）

#### 第4条

1項 バブレ語は保護を享受する。地域の変種と学習の自発性を尊重しつつ、コミュニケーションメディアにおける使用と普及、その教育が推進される。

2項 自治州の法により、バブレ語の保護・使用・振興が規定される。



第10条 アストゥリアス自治州は、以下の事項について排他的権限を持つ。(省略)

21 言語的様態であり、アストゥリアス自治州内で使われているさまざまな変種のバブレ語の振興と保護

#### アラゴン自治州

1982年自治憲章 (Ley Orgánica 8/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Aragón)

第2条7項 アラゴンの様々な言語的様態は、アラゴンの文化的歴史的財産の構成要素として、保護を受ける。

第35条1項 アラゴン自治州は以下の事項に関する排他的権限を有する。

23 文化。特にアラゴン独特の文化的表現およびその言語的様態については、その保存に注意を払い、調査研究を推進する。

2007年改正自治憲章 (Ley Orgánica 5/2007, de 20 de abril, de reforma del Estatuto de Autonomía de Aragón)

第7条 固有の言語および言語的様態

1項 アラゴン固有の言語および言語的様態はアラゴンの歴史的文化的財産の最も顕著な現れの一つであり、尊重・共存・理解という社会的価値を構成するものである。

2項 アラゴン議会が制定する法は、アラゴン固有の言語および言語的様態の使用が優勢な地域を画定し、法制度とそれら地域における話者の使用権を定め、アラゴンの言語的財産の保護・回復・教育・振興・普及を推進し、優勢使用地域においては、アラゴン行政と市民との関係における固有言語の使用を利する。

3項 何人も言語を理由として差別されない。

第25条 個人の自立の促進

2項 アラゴンの公権力は、権利と義務に関する十全な平等への到達をろう者にもたらすものとしてのスペイン手話の教育と使用を推進する。

第71条 排他的権限

(省略) アラゴン自治州は以下の事項に関する排他的権限を有する。

4 アラゴン固有の言語および言語的様態

#### アンダルシア自治州

1981年自治憲章 (Ley Orgánica 6/1981, de 30 de diciembre, de Estatuto de Autonomía para Andalucía)

第12条3項 これらすべてのために、自治州は次に挙げる基本目標に基づいて権力を行使する。

2 すべてのアンダルシア人が、個人的および社会的実現を可能とするような教育文化水準へとアクセスすること。アンダルシア人集団の持つ歴史的・文化的・言語的価値に関する深く幅広い調査・普及・知識を通じて、アンダルシアアイデンティティー意識を強めること。

2007 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 2/2007, de 19 de marzo, de reforma del Estatuto de Autonomía para Andalucía)

第 10 条 3 項 これらすべてのため、一般的利益を守る立場から、自治州は次に挙げる基本目標に基づいて権力を行使する。

3 歴史的・人類学的・言語的財産に関する知識・調査・普及を通じて、アンダルシア文化とアンダルシアアイデンティティーに関する意識を強めること。

4 すべての変種を対象に、アンダルシア的言語様態を保護・推進・研究し、威信を高めること。

第 14 条 差別の禁止

あらゆる差別はこれを禁止する (省略) 性別・エスニックあるいは社会的出自・言語・文化・宗教・思想・遺伝的性質・生まれ・財産・障害・年齢・性的志向、その他個人的社会的条件あるいは環境を理由とするもの (省略)。

第 21 条 8 項 アンダルシアにおける教育計画は男女間の平等および政治的・社会的生活のあらゆる領域における文化的多様性という価値を含むものとする。アンダルシアの教育制度は、生徒のあらたしいことに取り組む能力や生徒による多言語および新技術の使用を振興する

第 37 条 1 項 自治州の公権力は、以下の主要原則の効果的適用を通じ (省略) 公共政策の方向性を決定する。

6 スペイン手話の使用、およびこの言語を選択するろう者に平等をもたらす諸条件 (の整備)。スペイン手話は教育・保護・尊重の対象である。

第 213 条 アンダルシア的言語様態の認知と使用

公共オーディオビジュアル媒体は、すべての変種を対象に、アンダルシア的言語様態の認知を使用を推進する。

#### エストレマドゥーラ自治州

1983 年自治憲章 (Ley Orgánica 1/1983, de 25 de febrero, de Estatuto de Autonomía de Extremadura)

言及なし

2011 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 1/2011, de 28 de febrero, de reforma del Estatuto de Autonomía de la Comunidad Autónoma de Extremadura)

#### 第7条 エストレマドゥーラの公権力の主要目標

エストレマドゥーラの公権力は

2項 伝統的な民衆生活様式が持つ財産としての豊かさを特に考慮しつつ、農村の十全な社会経済的発展という枠組みにおいて、エストレマドゥーラの社会的・歴史的・言語的・文化的特徴に関する調査・発展・普及を通じ、エストレマドゥーラの価値とそのアイデンティティー強化を振興する。

10項 (省略) そのため、エストレマドゥーラ自治政府は、その他言語の能力、情報通信技術の利用、オープンソース技術によるOSの拡大、再利用と配布自由なライセンスの利用を、特に重要な道具とみなす。(省略)

15項 障害者の社会全体および教育への積極的貢献への特別な考慮をもった配慮障害者の自立・機会平等・社会的労働的統合、スペイン手話の使用、物理的障害の排除をすすめる。

#### 第9条 排他的権限

47項 文化およびその表現。自治州にとって有意味な歴史的文化的遺産。実践されているフォルクローレや祭り、伝統。固有の言語的様態の保護。エストレマドゥーラの科学文化アカデミー。

### カスティーリャ＝イ＝レオン自治州

1983年自治憲章 (Ley Orgánica 4/1983, de 25 de febrero, de Estatuto de Autonomía de Castilla-León)

言及なし

2007年改正自治憲章 (Ley Orgánica 14/2007, de 30 de diciembre, de reforma del Estatuto de Autonomía de Castilla y León)

#### 第4条 本質的価値

カスティーリャ語と歴史・芸術・自然財産は、カスティーリャ・イ・レオン自治州のアイデンティティーにとって本質的価値である。これらは特別の保護と支援の対象であり、これを目的とする団体の創設が推進される。

#### 第5条 カスティーリャ語と、自治州のそれ以外の言語的財産

1項 カスティーリャ語は自治州の最も価値ある歴史的・文化的財産を構成し、国内全域およびその他多くの国家への広がっている。カスティーリャ・イ・レオン自治政府は、教育・行政・文化領域におけるカスティーリャ語の正しい使用を推進する。

2項 レオン語は、それが自治州の言語的財産において持つ特有の価値により、諸機関による特定の保護の対象である。その保護・使用・振興は法による規定の対象である。

3項 ガリシア語は、それが日常的に用いられる場所において、尊重と保護を享受する。

カスティーリャ＝ラ＝マンチャ自治州

1982 年自治憲章 (Ley Orgánica 9/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Castilla-La Mancha)

言及なし

1997 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 3/1997, de 3 de julio, de reforma de la Ley Orgánica 9/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Castilla-La Mancha)

言及なし

ガリシア自治州

1981 年自治憲章 (Ley Orgánica 1/1981, de 6 de abril, de Estatuto de Autonomía para Galicia)

## 第 5 条

- 1 項 ガリシアの固有言語はガリシア語である。
- 2 項 ガリシア語とカスティーリャ語はガリシアの公用語である。すべての人はこれを知り使う権利を持つ。
- 3 項 ガリシアの公権力は、2つの言語の通常かつ公的な使用を保障し、公共・文化・情報に関わる生活のあらゆる領域においてガリシア語の使用を強化し、その知識を広げるために必要な方策を講じる。
- 4 項 何人も言語を理由として差別されない。

第 27 条 この自治憲章の定める範囲において、ガリシア自治政府は以下の事項に関する排他的権限を持つ。

- 20 ガリシア語の振興と教育

カタルーニャ自治州

1979 年自治憲章 (Ley Orgánica 4/1979, de 18 de diciembre, de Estatuto de Autonomía de Cataluña)

## 第 3 条

- 1 項 カタルーニャの固有言語はカタルーニャ語である。
- 2 項 スペイン国家全土における公用語であるカスティーリャ語がカタルーニャの公用語であるのと同様に、カタルーニャ語はカタルーニャの公用語である。
- 3 項 カタルーニャ自治政府は、2つの言語の通常および公的な使用を保障し、その知識を保障するために必要な措置を講じ、カタルーニャ市民の権利と義務において十全な平等を実現する諸条件を整備する。
- 4 項 アランことばは、教育および特別の尊重と保護の対象である。

2006 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 6/2006, de 19 de julio, de reforma del Estatuto de Autonomía de Cataluña)

## 第6条

1項 カタルーニャの固有言語はカタルーニャ語である。固有言語としてのカタルーニャ語は、カタルーニャの行政および公共コミュニケーションメディアにおいて通常(かつ優先的)<sup>9</sup>に使用される言語である。また、教育における通常の教授言語である。

2項 カタルーニャ語はカタルーニャの公用語である。スペイン国家全土における公用語であるカスティーリャ語もまた、カタルーニャの公用語である。すべての人は、2つの公用語を使用する権利を持ち、カタルーニャ市民は2つの公用語を知る権利と義務を持つ。カタルーニャの公権力は、これらの権利の行使と義務の遂行を可能とするために必要な措置を講ずる。第32条が定めるところに従い、2つの言語のいずれかの使用に基づく差別があってはならない。

3項 自治政府とスペイン政府は、EUにおけるカタルーニャ語の公用性認知、および国際機関および言語文化的内容にかかわる国際条約におけるカタルーニャ語の存在と使用のために必要な行動をとらなければならない。

4項 カタルーニャ自治政府は、言語的財産を共有する他の自治州や地域との間でのコミュニケーションおよび協力を進めなければならない。このために、カタルーニャ自治政府とスペイン政府は、場合に応じて該当する方が、協定や条約、およびカタルーニャ語の国外普及と振興を目的とするその他協力枠組みを締結できる。

5項 アラン谷ではアラン語と呼ばれるオック語は、本憲章および言語正常化に関する諸法が定めるところに従い、アラン谷の固有言語であり、カタルーニャの公用語である。

## 第32条 言語の知識と使用に関する権利と義務

すべての人は、言語を理由として差別されない権利を持つ。2つの公用語のうちいずれかでなされた法的行為は、言語に関する限り、完全な有効性と効果を持つ。

## 第33条 行政および国家機関と相対する際の言語権

1項 市民は言語選択の権利を持つ。カタルーニャにおける機関・組織・行政との関係において、すべての人は選択した公用語を使う権利を持つ。この権利は、カタルーニャにおける機関・組織・行政、選挙行政、公共的機能を果たす民間企業一般に対して、強制力を持つ。

2項 司法行政・検察・公証人・公共的登記との関係において、すべての人は、あらゆる法的・公証的・登記的活動で選択した公用語を使う権利を持つ。また、カタルーニャで発行されるあらゆる公的書類を申請した言語によって受け取る権利を持つ。用いられている言語を理由とする法的庇

<sup>9</sup>カッコ内は憲法裁判所により違憲と判断され、無効とされた(憲法裁判所判決 STC 31/2010, del 28 de junio)。

護の無い状態や遅延を被ることなく、また、いかなる種類の翻訳も求められることはない。

3項 言語選択権を保障するために、裁判官・司法官・検察官・公証人・不動産商業登記人・戸籍簿係官および司法行政職員は、カタルーニャにおいて役務を提供するにあたり、法が定める様式に従って、2つの言語の適切かつ十分なレベルの知識を持ち、その役職や職場特有の業務を行うに適していることを証明しなければならない。

4項 言語選択権を保障するために、カタルーニャに位置する国家行政組織は、その役務に従事する職員が2つの言語の適切かつ十分なレベルの知識を持ち、その役職や職場特有の業務を行うに適していることを証明しなければならない。

5項 カタルーニャ市民は、当該の法が定める手順に従い、憲法に定めがある機関およびスペイン全体の司法機関との間で、カタルーニャ語での書面によって関係を結ぶ権利を持つ。これら機関は、カタルーニャ語で記された書面に対応し、手続きを行わなければならない。これら書面は完全な法的効力を持つ。

#### 第34条 消費者およびユーザーの言語権

すべての人は、口頭および書面で、財や製品、サービスの使用者あるいは諸費者としての立場で、自らが選択する公用語によって対応される権利を持つ。カタルーニャにおいて一般に開かれている団体・企業・施設は、諸法が定める範囲において、言語的対応の義務の対象である。

#### 第35条 教育分野における言語権

1項 本憲章が定めるところに従い、すべての人はカタルーニャ語で教育を受ける権利を持つ。大学教育および非大学教育において、カタルーニャ語は教授言語および学習言語として通常用いられなければならない。

2項 非大学教育において、生徒はカタルーニャ語で教育を受ける権利を持つ。教育開始時における日常使用言語にかかわらず、義務教育終了時には、生徒は、話し言葉および書き言葉で、カタルーニャ語とカスティーリャ語を十分に知る権利と義務を持つ。カタルーニャ語とカスティーリャ語の教育は、教育計画において適切に存在していなければならない。

3項 生徒は、日常使用言語を理由として、異なる学校やグループ、クラスに分けられない権利を持つ。

4項 カタルーニャの教育制度に当該年齢よりも遅れて参入する生徒は、理解力不足によって教育課程に追従することが困難な場合、特別な言語的支援を受ける権利を享受する。

5項 大学の教員および学生は、自らが選択する公用語において、口頭および書面で自己表現する権利を持つ。

#### 第36条 アラン語に関する権利

1項 アラン谷においては、すべての人はアラン語を知り使う権利を持

ち、行政および公共団体、またその管理化にある私的団体との関係において、口頭および書面によりアラン語で対応される権利を持つ。

2項 アラン谷の市民は、カタルーニャ自治政府との関係において、アラン語を使う権利を持つ。

3項 アラン語に関係するその他の言語権と言語的義務は、法によって定められなければならない。

#### 第44条 教育・調査・文化

2項 公権力は、義務教育終了時点での、3つ目の言語の十分な知識を推進しなければならない。

#### 第50条 カタルーニャ語の振興と普及

1項 公権力はあらゆる領域と分野でカタルーニャ語を保護し、その使用・普及・知識を振興しなければならない。この原則はアラン語に関しても適用されなければならない。

2項 自治政府、大学、高等教育機関はそれぞれの権限のおよぶ範囲において、教育活動、教育以外の活動、調査研究のすべての領域でカタルーニャ語の使用を保障するための適切な措置を採用しなければならない。

3項 カタルーニャ語振興政策は、スペイン国家全体、EU全体、および世界のその他地域へと対象を拡大しなければならない。

4項 公権力は、カタルーニャにおいて流通する製品のラベル・包装・使用説明書に記載されるデータがカタルーニャ語でも示されることを推進しなければならない。

5項 カタルーニャ自治政府、カタルーニャの地方行政およびその他公共団体、これらの管理化にある団体・組織、役務の委託先は、内部の活動およびこれらの間の関係において、カタルーニャ語を用いなければならない。また、カタルーニャ在住の個人および法人に対する連絡や通知においても、希望する場合はカスティーリャ語でこれらを受け取る市民の権利を損なうことなく、カタルーニャ語を用いなければならない。

6項 公権力は、カタルーニャ手話の使用と、この言語を選択したろう者の平等が達成される条件を保障しなければならない。カタルーニャ手話は、教育・保護・尊重の対象でなければならない。

7項 スペイン政府は、憲法が定めるところに従い、本条が定める原則の適用を支援しなければならない。調整手段を整備し、必要な場合は、それら手段がより効果的であるように、共同行動の手段を整備しなければならない。

#### 第102条 カタルーニャにおける司法行政役務に従事する司法職員およびその他職員

3項 いずれの場合においても、当該の転任選考試験においてポストを獲得するためには、当該の固有の言語と権利に関する十分な知識が、特定かつ特別の方法により評価されなければならない。

## 第 143 条 固有言語

1 項 カタルーニャ自治政府は、固有言語に関する排他的権限を持つ。これは、その公用性の及ぶ範囲、使用と法的効果の決定を含む。また、カタルーニャ語の言語正常化も含む。

2 項 カタルーニャ自治政府およびアラン谷自治政府は、アラン谷ではアラン語と呼ばれるオック語の言語正常化に関する権限を持つ。

## 第 147 条 公証人および公共登記所

1 項 a) (省略) 公証人および登記人の募集においては、候補者は平等に権利を認められ、自治憲章と諸法が定める方法と範囲において、カタルーニャ語とカタルーニャ特別法の知識を証明しなければならない。

3 項 (省略) これら担当者は、自治憲章と諸法が定める方法と範囲において、カタルーニャ語とカタルーニャ特別法の知識を証明しなければならない。

カナリアス自治州

1982 年自治憲章 (Ley Orgánica 10/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Canarias)

言及なし

2018 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 1/2018, de 5 de diciembre, de reforma del Estatuto de Autonomía de Canarias)

## 第 11 条

2 項 公権力は平等な取り扱いへの権利を保障する。また、性別・ジェンダー・生まれ・エスニシティ・政治的宗教的思想・年齢・障害・性的志向とアイデンティティ・疾病・言語・その他のいかなる個人的社会的条件や環境を理由として差別されない権利を保障する。(省略)

## 第 16 条 障害を持つ、あるいは支援が必要な状況にある個人の権利

4 項 スペイン手話の使用と、この言語を選択したろう者の取り扱いの平等が達成される条件 (の整備)。スペイン手話は、教育・保護・尊重の対象である。この目的のため、ろう者と自治州行政との間で手話によるコミュニケーションを可能とするための必要な措置が講じられる。

カンタブリア自治州

1981 年自治憲章 (Ley Orgánica 8/1981, de 30 de diciembre, de Estatuto de Autonomía para Cantabria)

言及なし

セウタ自治都市

1995 年自治憲章 (Ley Orgánica 1/1995, de 13 de marzo, de Estatuto de Autonomía de Ceuta)



言及なし

#### ナバラ自治州

1982年自治憲章 (Ley Orgánica 13/1982, de 10 de agosto, de reintegración y mejoramiento del Régimen Foral de Navarra)

##### 第9条

- 1項 カスティーリャ語はナバラの公用語である。
- 2項 ナバラのバスク語地域においては、バスク語も公用語としての性格を持つ。
- 3項 自治州法が上述の地域を画定し、バスク語の公的使用について規定する。また、国家の法制度一般の枠組みにおいて、バスク語の教育が整備される。

2010年改正自治憲章 (Ley Orgánica 7/2010, de 27 de diciembre, de reforma de la Ley Orgánica 13/1982, de 10 de agosto, de reintegración y mejoramiento del Régimen Foral de Navarra) ※変化なし

##### 第9条

- 1項 カスティーリャ語はナバラの公用語である。
- 2項 ナバラのバスク語地域においては、バスク語も公用語としての性格を持つ。
- 3項 自治州法が上述の地域を画定し、バスク語の公的使用について規定する。また、国家の法制度一般の枠組みにおいて、バスク語の教育が整備される。

#### バスク自治州

1979年自治憲章 (Ley Orgánica 3/1979, de 18 de diciembre, de Estatuto de Autonomía para el País Vasco)

##### 第6条

- 1項 バスク民族の固有言語であるバスク語は、カスティーリャ語と同様、バスクにおける公用語としての性格を持つ。すべての住民は、2つの言語を知り使う権利を持つ。
- 2項 自治州の公共団体は、バスクの社会言語学的多様性を考慮に入れ、その公用性を規定し、その知識を保障するための方策を構想の上で規定し、2つの言語の使用を保障する。
- 3項 何人も言語を理由として差別されない。
- 4項 バスク語アカデミーは、バスク語に関する公的な諮問機関である。
- 5項 学術・文化機関の間での交流に加え、バスク語は他のバスク地域や自治州においても財産であるため、バスク自治州は、スペイン政府、あ

るいは国会に対し、バスク語の保護と振興を目的として、当該の地域や共同体が存する国家との間で、文化的関係を取り結ぶ条約あるいは協定を締結するよう要請することができる。

#### バレアレス諸島自治州

1983 年自治憲章 (Ley Orgánica 2/1983, de 25 de febrero, de Estatuto de Autonomía para las islas Baleares)

第 3 条 カタルーニャ語は、バレアレス諸島の固有言語であり、カスティーリャ語とともに公用語としての性質を持ち、すべての人はこれを知り使う権利を持つ。何人も言語を理由として差別されない。

第 10 条 次の事項について、自治州は排他的権限を有する。

21 調査文化と自治州の言語の教育の振興。

第 14 条 自治州は、国家の教育計画との調和を保ちつつ、土着の文学的伝統に基づき、バレアレス諸島の固有言語であるカタルーニャ語の教育に関する排他的権限を有する。その正常化は、自治州の公権力の目標の一つである。カタルーニャ語の諸島様態は、言語の一体性を損なうことなく、研究と保護の対象とされる。

附則 2 カタルーニャ語は他の自治州の財産でもあることから、それら自治州の機関間で結びうる関係に加え、バレアレス諸島自治州は、それら自治州間での文化的コミュニケーションを実行すること同様に、共通の言語的財産を保護する目的のために適切とみなされる協力関係に関する協定を、憲法第 149 条 2 項が定める国家の義務と同第 145 条の内容を損なわない限りで、スペイン政府と議会に対して要請できる。

カタルーニャ語に関する公式な諮問機関はパルマ・デ・マジョルカ大学である。バレアレス諸島自治州は、国家の法に基づき、カタルーニャ語の公用性を認めるすべての自治州から構成される、言語的一体性保持を目的とする機関に参加することができる。

#### 経過規定

5 条 4 バレアレス諸島自治州は、諸島に振り向けられた公務員すべてがバレアレスの言語と文化に関する知識を得られるよう、必要な措置を講じる。

2007 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 1/2007, de 28 de febrero, de reforma del Estatuto de Autonomía de las Illes Balears)

#### 第 4 条 固有言語

1 項 バレアレス諸島の固有言語であるカタルーニャ語は、カスティーリャ語とともに、公用語としての性質を持つ。

2 項 すべての人はカタルーニャ語を知り使う権利を持ち、何人も言語

を理由として差別されない。

3項 バレアレス諸島の諸機関は、2つの下語の通常かつ公式な使用を保障し、その知識を保障するために必要な措置を講じ、バレアレス市民の権利に関して2つの言語の十全な平等を達成するための諸条件を整備する。

#### 第5条 バレアレス諸島と言語的文化的紐帯を持つ地域

自治政府は、バレアレス諸島と言語的文化的紐帯を有する自治州および地域（スペイン国家への帰属の有無にかかわらず）との間でのコミュニケーション・文化交流・協力を推進する。そのため、バレアレス諸島政府はとスペイン政府は、それぞれの権限の範囲において、協定・条約、その他協力の枠組みを締結することができる。

#### 第14条 行政との関係における権利

3項 バレアレス諸島市民は2つの公用語のうちのいずれでも自治州行政に出向く権利を持ち、その同じ言語での返答を受け取る権利を持つ。

#### 第19条 支援が必要な個人との関係における権利

3項 バレアレス諸島行政は、ろう者の固有手話の使用を保障する。これは教育・保護・尊重の対象でなければならない。

#### 第35条 固有言語の教育

自治州は、土着の文学的伝統に基づき、バレアレス諸島の固有言語であるカタルーニャ語の教育に対する排他的権限を持つ。その正常化は自治州公権力の目標の一つである。マジョルカ・メノルカ・イビサ・フォルメンテラのカタルーニャ語諸島形態は、言語的一体性を損なうことなく、研究と保護の対象である。

カタルーニャ語に関する公式な諮問機関はバレアレス諸島大学である。バレアレス諸島自治州は、カタルーニャ語の公用性を認めるすべての自治州から構成される、言語的一体性保持を目的とする機関に参加することができる。

#### 第99条 公証人および登記人

2項 （省略）これらのポストの募集にあたっては、バレアレス諸島民法に関する専門知識とカタルーニャ語の知識が優先的長所となる。

#### 第119条 文化的性格の議定書

バレアレス諸島自治州は、その他の自治州、特に同じ言語と文化を共有する自治州における文化的式典開催のための議定書に署名することができる。

経過規定2 バレアレス諸島自治州は、諸島に振り向けられた公務員および職員すべてがバレアレスの言語と文化に関する知識を得られるよう、必要な措置を講じる。

1982 年自治憲章 (Ley Orgánica 5/1982, de 1 de julio, de Estatuto de Autonomía de la Comunidad Valenciana)

第 7 条 1 項 自治州の 2 つの公用語はバレンシア語<sup>10</sup>とカスティーリャ語である。すべての人はこれらを知り使う権利を持つ。

2 項 バレンシア自治政府は 2 つの公用語の通常かつ公式な使用を保障し、その知識を保障するために必要な措置を講じる。

3 項 何人もその言語を理由として差別されない。

4 項 バレンシア語の回復には、特別の保護と尊重が与えられる。

5 項 法により、行政と教育における固有言語の適用基準が定められる。

6 項 法により、それぞれの言語の使用が優勢である地域や、自治州の固有言語の教育と使用の対象外とされる地域が画定される。

2006 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 1/2006, de 10 de abril, de Reforma de la Ley Orgánica 5/1982, de 1 de julio, de Estatuto de Autonomía de la Comunidad Valenciana)

#### 第 6 条

1 項 バレンシア自治州の固有言語はバレンシア語である。

2 項 バレンシア語は、バレンシア自治州の公用語である。国家の公用語であるカスティーリャ語もまた、バレンシア自治州の公用語である。すべての人はこれらを知り使う権利を持ち、バレンシア語の、またバレンシア語で教育を受ける権利を持つ。

3 項 バレンシア自治政府は 2 つの言語の通常かつ公的な使用を保障し、その知識を保障するために必要な措置を講じる。

4 項 何人もその言語を理由として差別されない。

5 項 バレンシア語の回復には、特別の保護と尊重が与えられる。

6 項 法により、行政と教育における固有言語の適用基準が定められる。

7 項 法により、それぞれの言語の使用が優勢である地域や、自治州の固有言語の教育と使用の対象外とされる地域が画定される。

8 項 バレンシア言語アカデミーは、バレンシア語に関する規範制定機関である。

#### 第 9 条

2 項 (省略) 同様に、バレンシア市民は 2 つの公用語のうちのいずれでもバレンシア自治州行政に出向く権利を持ち、その同じ言語での返答を受け取る権利を持つ。

#### 第 13 条

4 項 バレンシア自治政府は、ろう者の固有手話の使用を保障する。これは教育・保護・尊重の対象でなければならない。

#### 第 35 条

1 項 自治政府の要請に従って、権限を持つ機関は、司法府組織法が定

<sup>10</sup>言語学的にはカタルーニャ語と同じものとみなされている

めるところに従い、司法官・裁判官・司法秘書官・その他司法行政の役務に従事する職員の欠員を補充するために採用試験を実施する。採用試験に際しては、バレンシア特別民法の専門知識およびバレンシア語の知識が考慮される。

#### 第41条 バレンシア言語アカデミー

バレンシア言語アカデミーは、自治政府の一機関であり、公共的性格を持つ。バレンシア語の言語的規範を決定し作成する機能を持つ。

バレンシア言語アカデミーによる言語規範は、バレンシア自治政府のあらゆる行政において義務的に適用される。

そのメンバーの任命および機能、権限、地位と任期に関する手続きは、議会法が定めるところに適合しなければならない

### マドリッド自治州

1983年自治憲章 (Ley Orgánica 3/1983, de 25 de febrero, de Estatuto de Autonomía de la Comunidad de Madrid)

言及なし

1998年改正自治憲章 (Ley Orgánica 5/1998, de 7 de julio, de reforma de la Ley Orgánica 3/1983, de 25 de febrero, de Estatuto de Autonomía de la Comunidad de Madrid)

言及なし

### ムルシア自治州

1982年自治憲章 (Ley Orgánica 4/1982, de 9 de junio, de Estatuto de Autonomía para la Región de Murcia)

言及なし

2013年改正自治憲章 (Ley Orgánica 7/2013, de 28 de noviembre, de reforma de la Ley Orgánica 4/1982, de 9 de junio, de Estatuto de Autonomía para la Región de Murcia)

言及なし

### メリージャ自治都市

1995年自治憲章 (Ley Orgánica 2/1995, de 13 de marzo, de Estatuto de Autonomía de Melilla)

第5条2項 メリージャの諸機関は、その権限内で、次に挙げる基本目標のために権力を行使する。

h) メリージャ住民の文化的・言語的多様性に関する理解・尊重・評価という価値を推進し促進する。

### ラ＝リオハ自治州

1982年自治憲章 (Ley Orgánica 3/1982, de 9 de junio, de Estatuto de Autonomía de La Rioja)

言及なし

1999 年改正自治憲章 (Ley Orgánica 2/1999, de 7 de enero, de reforma de la Ley Orgánica 3/1982, de Estatuto de Autonomía de La Rioja)

第 8 条 1 項 次の事項に関して、ラ・リオハ自治州は排他的権限を持つ。  
24 国家の一般的調査と協調した、科学的・技術的調査。ラ・リオハが発祥地であり、その文化の本質的部分を構成することから、カスティーリャ語については特別の注意を払うものとする。